

# 境界確定協議依頼の手続きについて

## ○境界確定とは

大阪府が管理している土地（ただし、都市整備部が所管する公共用地は除きます。以下、「府有地」という。）とそれに接する民有地等との境界を決める手続きのことを指します。

境界確定は、土地の売買や建物の建替えなどにより、府有地と民有地等との境界をはっきりさせる必要が生じたときに、土地所有者からの依頼に基づいて行われます。

## ○府有地の財産管理

府有地の財産管理は、土地の利用目的によって管理する部局が異なりますので、下記の例を参考に各財産管理者へ確認をお願いします。なお、国や市町村が財産管理を行っていることもありますのでご注意ください。

### ◆行政財産（公用又は公共用に利用されている財産）の例

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| *庁舎（府庁、咲洲庁舎、府民センタービルなど） | 【財産管理：各庁舎管理者】   |
| *道路（府の所管する国道、府道）        | 【財産管理：各土木事務所】   |
| *河川（一級河川、二級河川、準用河川）     | 【財産管理：各土木事務所等】  |
| *府立学校                   | 【財産管理：各府立学校】    |
| *府営住宅                   | 【財産管理：住宅まちづくり部】 |
- など

### ◆普通財産（行政財産以外の財産）の例

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| *廃道敷（※道路として利用されなくなった土地） | 【財産管理：各部局】 |
| *廃川敷（※河川として利用されなくなった土地） | 【財産管理：各部局】 |
| *宿舍                     | 【財産管理：各部局】 |
- など

### ◆国や市町村が管理している土地の例

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| *国の所管する道路（国道）や河川   | 【財産管理：国】     |
| *市町村の所管する道路（市町村道等） | 【財産管理：市町村】   |
| *法定外公共物（里道・水路）     | 【財産管理：国や市町村】 |
| *無番地の土地            | 【財産管理：国】     |
- など

※ 上記は一例として挙げております。財産によっては、上記の例と異なる場合もありますので、詳しくは各部局にご確認ください。

## ○境界確定の方法

---

境界は、法務局備え付けの公図や地積測量図、過去に行った境界確定（既確定）等の資料をもとにして、関係者が現地で立会し、協議を行って決定します。この場合の関係者とは、協議地の土地所有者（依頼者）、隣接土地の土地所有者、対側土地の土地所有者、依頼者の代行者及び府職員となります。

## ○代行者の必要性

---

府有地の境界確定協議依頼にあたっては、土地に関する専門的な調査を行っていただく必要があること、境界確定図などの図面作成は測量技術が求められます。そのため、大阪府では手続きを土地家屋調査士や測量士等の有資格者に委任していただくようお願いしています。

## ○現地立会にあたって

---

土地の形状は時間の経過とともに変化しており、また財産（土地）に関する意識の高まりを背景として、関係者の合意形成が重要となる境界の確定は、年々難しくなっています。現地立会される関係者におかれましては、相手方のご意見にも十分耳を傾けていただきますよう、ご協力をお願いします。

## ○境界確定の成立と不成立

---

現地立会を行って関係者間で協議が成立したときは、その境界の位置を示した図面（確定図）を作成し、関係者が署名・押印を行って取り交すことにより、正式に境界が確定することになります。しかし、関係者間で協議が折り合わない場合は、大阪府が一方的に境界を決定する権限はありませんので、協議不成立となり、境界を決定することができません。

# 境界確定協議の流れ

一般的な手続きについて図示すると、次のようになります。

